

○電気事業法第 52 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド (20120919 商局第 72 号)

改正	現行
<p>目次</p> <p>第 4 部 溶接安全管理審査の受審</p> <p>3. 経過措置</p> <p><u>3.1. 運用改善移行に係る経過措置について (平成 20 年 6 月 12 日制定)</u></p> <p><u>3.1.1. 従前の評定通知を受けた組織を維持する場合</u></p> <p><u>3.1.2. (略)</u></p> <p><u>3.1.3. (略)</u></p> <p><u>3.2. 移行措置について (平成 28 年 12 月 26 日改正)</u></p> <p><u>3.2.1.1 号に掲げる組織の場合</u></p> <p><u>3.2.2.2 号に掲げる組織の場合</u></p> <p><u>3.2.3.3 号に掲げる組織の場合</u></p> <p><u>3.2.4. 民間製品認証を活用した組織の場合</u></p> <p>添付資料 4 溶接事業者検査記録 (総括表) 様式</p>	<p>目次</p> <p>第 4 部 溶接安全管理審査の受審</p> <p>3. 経過措置</p> <p>(新設)</p> <p><u>3.1. 従前の評定通知を受けた組織を維持する場合</u></p> <p><u>3.2. (略)</u></p> <p><u>3.3. (略)</u></p> <p>(新設)</p>
<p>第 2 部 溶接事業者検査に関する法令要求等の解説</p> <p>1. ~4. (略)</p> <p>5. 技術基準適合確認について (略)</p> <p>【検査解釈】</p> <p>2. 溶接事業者検査の内容(規則第 82 条関係)</p> <p>ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするものに係る溶接事業者検査は次に定めるところにより行うこととする。</p> <p>(1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接事業者検査</p> <p>① 次に掲げる事項については、電気工作物の溶接をしようとする前に別表 1 に示す溶接事業者検査の工程ごとの検査の方法により行うこと。</p> <p>イ 溶接施工法に関すること</p> <p>ロ 溶接士の技能に関すること</p> <p>② ①のイに掲げる事項については、客観性を有する方法により <u>発電用火力設備の技術基準の解釈(平成 25 年 5 月 17 日付け 20130507 商局第 2 号。以下「技術基準の解釈」という。)</u>第 107 条第 1 項に規定する試験を実施し、当該試験に合格すること。</p> <p>③ ①のロに掲げる事項については、客観性を有する方法により技術基準の解釈第 110 条第 1 項及び同条第 2 項第 2 号イに規定する試験を実施し、当該試験に合格すること。</p> <p>(2) 溶接施工した構造物に対する溶接事業者検査</p> <p>次に掲げる事項については、ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするものごとに別表 2 に示す溶接事業者検査の工程ごとの検査の方法により行うこと。</p> <p>①溶接部の材料</p> <p>②溶接部の開先</p> <p>③溶接の作業及び溶接設備</p> <p>④溶接後熱処理(溶接後熱処理を実施する場合)</p> <p>⑤非破壊試験(非破壊試験を実施する場合)</p> <p>⑥機械試験(機械試験を実施する場合)</p> <p>⑦耐圧試験</p> <p>3. 溶接事業者検査に係る検査の基準(規則第 82 条関係)</p> <p>溶接事業者検査に係る検査の基準は、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 51 号。以下「技術基準」という。)に適合するものであって、当該溶接部の安全性が確保されていると認められることとする。ただし、<u>技術基準の解釈</u>の該当部分のとおりである場合には技術基準に適合するものとする。別表 1 及び別表 2 に溶接事業者検査の工程別に対応する技術基準の解釈の該当条文を示す。</p>	<p>第 2 部 溶接事業者検査に関する法令要求等の解説</p> <p>1. ~4. (略)</p> <p>5. 技術基準適合確認について (略)</p> <p>【検査解釈】</p> <p>2. 溶接事業者検査の内容(規則第 82 条関係)</p> <p>ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするものに係る溶接事業者検査は次に定めるところにより行うこととする。</p> <p>(1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接事業者検査</p> <p>① 次に掲げる事項については、電気工作物の溶接をしようとする前に別表 1 に示す溶接事業者検査の工程ごとの検査の方法により行うこと。</p> <p>イ 溶接施工法に関すること</p> <p>ロ 溶接士の技能に関すること</p> <p>② ①のイに掲げる事項については、客観性を有する方法により <u>技術基準の解釈</u> 第 107 条第 1 項に規定する試験を実施し、当該試験に合格すること。</p> <p>③ ①のロに掲げる事項については、客観性を有する方法により技術基準の解釈第 110 条第 1 項及び同条第 2 項第 2 号イに規定する試験を実施し、当該試験に合格すること。</p> <p>(2) 溶接施工した構造物に対する溶接事業者検査</p> <p>次に掲げる事項については、ボイラー等であって耐圧部分について溶接をするものごとに別表 2 に示す溶接事業者検査の工程ごとの検査の方法により行うこと。</p> <p>①溶接部の材料</p> <p>②溶接部の開先</p> <p>③溶接の作業及び溶接設備</p> <p>④溶接後熱処理(溶接後熱処理を実施する場合)</p> <p>⑤非破壊試験(非破壊試験を実施する場合)</p> <p>⑥機械試験(機械試験を実施する場合)</p> <p>⑦耐圧試験</p> <p>3. 溶接事業者検査に係る検査の基準(規則第 82 条関係)</p> <p>溶接事業者検査に係る検査の基準は、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 51 号。以下「技術基準」という。)に適合するものであって、当該溶接部の安全性が確保されていると認められることとする。ただし、<u>発電用火力設備の技術基準の解釈(平成 25 年 5 月 17 日付け 20130507 商局第 2 号。以下「技術基準の解釈」という。)</u>の該当部分のとおりである場合には技術基準に適合するものとする。別表 1 及び別表 2 に溶接事業者検査の工</p>

改 正	現 行
<p>なお、技術基準の解釈によらない場合には、技術基準に適合することを検証しなければならない。</p> <p>4. 輸入品に係る取扱い(規則第 82 条関係) 耐圧部分について溶接をしたボイラー等であって輸入したものに係る溶接事業者検査については、2. (1)及び(2)に掲げる事項に係る記録等が技術基準に適合していること及び外観の状況を確認することをもって溶接事業者検査とすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>5. 1. ～5. 4. (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>程別に対応する技術基準の解釈の該当条文を示す。 なお、技術基準の解釈によらない場合には、技術基準に適合することを検証しなければならない。</p> <p>4. 輸入品に係る取扱い(規則第 82 条関係) 耐圧部分について溶接をしたボイラー等であって輸入したものに係る溶接事業者検査については、2. (1)及び(2)に掲げる事項に係る記録等が技術基準に適合していること及び外観の状況を確認することをもって溶接事業者検査とすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>5. 1. ～5. 4. (略)</p> <p>6. (略)</p>
<p>7. 溶接事業者検査の記録とその保存 (略) 第 1 号から第 6 号の記録について 5 年間、第 7 号から第 11 号については、当該溶接事業者検査を実施し溶接安全管理審査受審後、審査結果の通知を受けるまでの期間、それぞれ保存しなければならない。<u>ただし、法第 52 条に基づく溶接安全管理審査の廃止に伴う移行措置（以下、「移行措置」という。）施行日において効力を有する（以下「現行」という。）の溶接安全管理審査は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行をもって廃止となるため、改正法施行日より前に評定通知を受けていない場合においては、溶接事業者検査の記録を「第 3 部 6. 記録の管理」に定める期間保存しなければならない。</u> なお、記録とその保存について、設置者は、「第 3 部 溶接事業者検査実施体制の構築と運用」に係る体制を構築し、管理する必要があることから、第 3 部を参照すること。</p> <p>8. (略)</p>	<p>7. 溶接事業者検査の記録とその保存 (略) 第 1 号から第 6 号の記録について 5 年間、第 7 号から第 11 号については、当該溶接事業者検査を実施し溶接安全管理審査受審後、審査結果の通知を受けるまでの期間、それぞれ保存しなければならない。</p> <p>なお、記録とその保存について、設置者は、「第 3 部 溶接事業者検査実施体制の構築と運用」に係る体制を構築し、管理する必要があることから、第 3 部を参照すること。</p> <p>8. (略)</p>
<p>第 3 部 溶接事業者検査実施体制の構築と運用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 検査の方法 溶接事業者検査の実施に当たっては、適切な検査の方法を構築し、これに基づき適切に実施する必要がある。 適用した検査の方法については、施行規則第 82 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき記録に記載し、同条第 2 項に規定された期間その記録を保存する必要がある。 <u>なお、改正法施行日より前に評定通知を受けていない場合においては、溶接事業者検査の記録を「第 3 部 6. 記録の管理」に定める期間保存しなければならない。</u>また、検査の方法は、法第 52 条第 4 項に基づく安全管理審査の対象となっている。</p> <p>2. 1. ～2. 11. (略)</p> <p>3. ～5. (略)</p>	<p>第 3 部 溶接事業者検査実施体制の構築と運用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 検査の方法 溶接事業者検査の実施に当たっては、適切な検査の方法を構築し、これに基づき適切に実施する必要がある。 適用した検査の方法については、施行規則第 82 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき記録に記載し、同条第 2 項に規定された期間その記録を保存する必要がある。また、検査の方法は、法第 52 条第 4 項に基づく安全管理審査の対象となっている。</p> <p>2. 1. ～2. 11. (略)</p> <p>3. ～5. (略)</p>
<p>6. 記録の管理 設置者は、溶接事業者検査の結果について、法第 52 条第 1 項に基づき記録、保存する必要がある。記録、保存の具体的な内容は、施行規則第 82 条の 2 に規定されている。また、検査記録の管理については、同第 73 条の 8 第 2 号に基づく安全管理審査の対象となっている。 このため、適切な溶接事業者検査を行うために必要な文書及び記録を適切に管理する必要がある。 なお、管理すべき文書及び記録は、設置者自ら作成する文書及び記録のみならず、協力事業者が作成したものも含む。<u>また、溶接事業者検査の記録については、改正法施行日より前に評定通知を受けていない場合においては、改正法施行日以後に実施する使用前（定期）安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況に係る審査を受審し、法第 51 条第 7 項（法第 55 条第 6 項において準用する場合を含む。）の評定通知を受けるまでの期間又は 5 年間のいずれか長い期間保存する必要がある。この場合において、使用前自主検査及び定期事業者検査の対象となる電気工作物が存在しないことなどにより、当面新たに使用前自主検査又は定期事業者検査を実施する見込みがないものについては、溶接事業者検査を行った電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に連絡してその指示に従うこと。</u></p> <p>6. 1. ～6. 2. (略)</p>	<p>6. 記録の管理 設置者は、溶接事業者検査の結果について、法第 52 条第 1 項に基づき記録、保存する必要がある。記録、保存の具体的な内容は、施行規則第 82 条の 2 に規定されている。また、検査記録の管理については、同第 73 条の 8 第 2 号に基づく安全管理審査の対象となっている。 このため、適切な溶接事業者検査を行うために必要な文書及び記録を適切に管理する必要がある。 なお、管理すべき文書及び記録は、設置者自ら作成する文書及び記録のみならず、協力事業者が作成したものも含む。</p> <p>6. 1. ～6. 2. (略)</p>
<p>第 4 部 溶接安全管理審査の受審</p> <p>1. (略)</p>	<p>第 4 部 溶接安全管理審査の受審</p> <p>1. (略)</p>

改 正	現 行
<p>2. 溶接安全管理審査受審の流れ</p> <p>2.1.1 安全管理審査の受審時期</p> <p>(3) 施行規則第 83 条の 2 第 2 号に掲げる組織の場合(以下「2 号に掲げる組織」という。)</p> <p>直近の評定通知において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、通知を受けた日から 3 年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要が生じた組織(具体的には、発電所の廃止や長期の運転停止等やむを得ない事由の発生により、1 号に掲げる組織が維持できなくなる場合 <u>又はインセンティブ期間満了に伴う受審時期までの間に改正法が施行され、現行の溶接安全管理審査を受審することができない場合</u>が考えられる。)は、溶接安全管理審査をその時期に受審する。</p> <p>なお、協力事業者との組合せによる 1 号に掲げる組織として評定を受けている設置者であって、前回の評定通知を受けた日から 3 年を超えない時期に、協力事業者との組合せを外そうとする場合もこれに当たる。</p>	<p>2. 溶接安全管理審査受審の流れ</p> <p>2.1.1 安全管理審査の受審時期</p> <p>(3) 施行規則第 83 条の 2 第 2 号に掲げる組織の場合(以下 2 号に掲げる組織という。)</p> <p>直近の評定通知において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、通知を受けた日から 3 年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要が生じた組織(具体的には、発電所の廃止や長期の運転停止等やむを得ない事由の発生により、1 号に掲げる組織が維持できなくなる場合が考えられる。)は、溶接安全管理審査をその時期に受審する。</p> <p>なお、協力事業者との組合せによる 1 号に掲げる組織として評定を受けている設置者であって、前回の評定通知を受けた日から 3 年を超えない時期に、協力事業者との組合せを外そうとする場合もこれに当たる。</p>
<p>2.1.2 申請書の提出</p> <p>(6) 申請に当たっての注意</p> <p>1 つの溶接安全管理審査は国の評定をもって完了となるが審査機関の審査終了から国の評定通知を受領するまでには 2～3 か月の期間を要する。</p> <p>したがって、長期的な補修計画の中に審査期間及びこの評定までの期間を組み込み、申請対象とする電気工作物を選定すれば、合理的な申請が行えることになる。</p> <p><u>なお、検査工程表等から、改正法施行日より前に溶接安全管理審査の評定結果の通知を受けることができないと判断される場合は、現行制度での申請は行わずに溶接事業者検査を実施し、改正法施行日以後に実施する使用前(定期)安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況に係る審査を受審することができる。</u></p>	<p>2.1.2 申請書の提出</p> <p>(6) 申請に当たっての注意</p> <p>1 つの溶接安全管理審査は国の評定をもって完了となるが審査機関の審査終了から国の評定通知を受領するまでには 2～3 か月の期間を要する。</p> <p>したがって、長期的な補修計画の中に審査期間及びこの評定までの期間を組み込み、申請対象とする電気工作物を選定すれば、合理的な申請が行えることになる。</p>
<p>3. 経過措置</p> <p>設置者においては、<u>溶接安全管理検査制度の見直し</u>に伴い、溶接事業者検査実施組織の体制整備、マニュアル、要領書の改正などに相当程度の時間を要することを踏まえ、次に示す経過措置を設ける。</p> <p><u>3.1. 運用改善移行に係る経過措置について(平成 20 年 6 月 12 日制定)</u></p> <p><u>3.1.1. (略)</u></p> <p><u>3.1.2. (略)</u></p> <p><u>3.1.3. 協力事業者との組合せによらない組織への移行審査について</u></p> <p>安全管理審査実施要領(内規)(平成 18・06・15 原院第 4 号又は平成 16・11・26 原院第 6 号)に基づき、協力事業者との組合せによる 1 号に掲げる組織として評定を受けている設置者であって、前回の評定通知を受けた日から 3 年を超えない時期に、組合せによらない 1 号に掲げる組織に移行しようとする設置者は、マニュアル及び体制等の整備により自律的な外部委託管理を確立した上で、2 号に掲げる組織として一旦全ての組合せを解消するための審査及び 3 号に掲げる組織としての審査の申請を行う必要がある。</p> <p>組合せを解消するための審査については、当該評定通知を受けた日に適用される審査基準によって審査が行われる。</p> <p>なお、この場合の 3 号に掲げる組織としての審査の申請は、溶接事業者検査の実施に合わせて、協力事業者との <u>2 号に掲げる組織として一旦全ての組合せを解消するための審査の</u>申請と同時に行われる必要がある。</p> <p><u>3.2. 移行措置について(平成 28 年 12 月 26 日改正)</u></p> <p><u>移行措置施行日より前に溶接事業者検査を実施した場合、現行の溶接安全管理審査を受審する必要がある。また、移行措置施行日から改正法施行日までの間に溶接事業者検査を実施した場合、設置者が、現行の溶接安全管理審査の申請をしない場合には、溶接事業者検査の実施状況に係る審査を受けていないため、改正法施行日以後に実施する使用前(定期)安全管理審査において、漏れなく受審すること。この場合において、設置者は添付資料 4 の様式に従い、溶接事業者検査記録(総括表)を作成し、検査記録の一部として保管しなければならない。</u></p> <p>また、設置者が、<u>溶接安全管理審査の申請をしたが、改正法施行日より前に当該溶接安全管理審査の評定通知を受けられなかった場合、審査機関は、改正法施行日より前に確認した内容を示した審査引継ぎ書を、設置者に対して発行する。なお、設置者は、審査引継ぎ書を検査記録の一部として保管し、改正法施行日以後に実施する使用前(定期)安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況に係る審査を受審する際に、審査機関に提示することで、審査機関が抽出して確認する検査記録のうち、審査引継ぎ書に記載されているものは控除されるなどの合理化措置を受けることが</u></p>	<p>3. 経過措置</p> <p>設置者においては、<u>溶接安全管理検査の運用改善の移行</u>に伴い、溶接事業者検査実施組織の体制整備、マニュアル、要領書の改正などに相当程度の時間を要することを踏まえ、次に示す経過措置を設けられる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3.1. (略)</u></p> <p><u>3.2. (略)</u></p> <p><u>3.3. 協力事業者との組合せによらない組織への移行審査について</u></p> <p>安全管理審査実施要領(内規)(平成 18・06・15 原院第 4 号又は平成 16・11・26 原院第 6 号)に基づき、協力事業者との組合せによる 1 号に掲げる組織として評定を受けている設置者であって、前回の評定通知を受けた日から 3 年を超えない時期に、組合せによらない 1 号に掲げる組織に移行しようとする設置者は、マニュアル及び体制等の整備により自律的な外部委託管理を確立した上で、2 号に掲げる組織として一旦全ての組合せを解消するための審査及び 3 号に掲げる組織としての審査の申請を行う必要がある。</p> <p>組合せを解消するための審査については、当該評定通知を受けた日に適用される審査基準によって審査が行われる。</p> <p>なお、この場合の 3 号に掲げる組織としての審査の申請は、溶接事業者検査実施に合わせて、協力事業者との <u>解消審査</u>申請と同時に行われる必要がある。</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>可能とする。</u></p> <p><u>なお、溶接事業者検査記録（総括表）及び審査引継ぎ書の保存期間の起算日は改正法施行日とする。</u></p> <p><u>3.2.1. 1号に掲げる組織の場合</u> <u>直近の評定通知で付与されたインセンティブは、改正法の施行に伴い、その効力を失う。なお、移行措置施行日より前に設置者が溶接事業者検査を実施した場合は、現行の溶接安全管理審査を受審する必要がある。また、移行措置施行日から改正法施行日までの間に溶接事業者検査を実施しない場合は、2号に掲げる組織としての溶接安全管理審査（以下、「解消審査」という。）を受ける必要はない。</u></p> <p><u>3.2.2. 2号に掲げる組織の場合</u> <u>設置者は、移行措置施行日より前に解消審査を受審する場合、従前のおり現行の溶接安全管理審査を受ける必要があるが、一方で、設置者が、移行措置施行日から改正法施行日までの間に解消審査を申請する場合、改正法施行の直前の申請に、審査機関が対応できない場合も考えられるため、設置者は、改正法施行日より前に評定通知を受けることができるよう、2.1.2.(6)の評定までに要する期間に注意しながら可能な限り早い段階で受審することが望ましい。</u> <u>設置者が、移行措置施行日から改正法施行日までの間に溶接事業者検査を実施したが解消審査は申請しない場合、改正法施行日以後に実施する使用前（定期）安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況に係る審査を受けることとする。また、解消審査の申請後に発生した溶接事業者検査についても、同様とする。ただし、1号に掲げる組織がインセンティブ期間満了をもって従前どおりの受審時期に受ける溶接安全管理審査において、改正法施行日より前に評定通知を受けることが可能である場合を除く。</u></p> <p><u>3.2.3. 3号に掲げる組織の場合</u> <u>改正法施行日より前に実施する溶接安全管理審査については、制度移行が円滑に行えるよう、実地審査のうち工程中審査を省略することとする。ただし、設置者が現行の溶接安全管理審査での受審を希望し、審査機関の対応が可能であれば、従前どおり行うことができる。</u></p> <p><u>3.2.4. 民間製品認証を活用した場合</u> <u>改正法施行日以後に実施する使用前（定期）安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況に係る審査を受ける場合であって、溶接施工工場が民間製品認証を活用した場合の溶接事業者検査を実施する際には、現行の溶接安全管理審査と改正法施行日以後の使用前（定期）安全管理審査では運用方法が異なるため、改正法施行日以後の民間製品認証を活用した溶接事業者検査に係る安全管理審査の運用方法に従うこと。</u></p>	
<p><u>添付資料 4 溶接事業者検査記録（総括表）様式</u> <u>別添のとおり</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>【改正履歴】 平成 25 年 7 月 8 日改正 平成 26 年 6 月 30 日改正 平成 28 年 2 月 25 日改正 <u>平成 28 年 12 月 26 日改正</u></p>	<p>【改正履歴】 平成 25 年 7 月 8 日改正 平成 26 年 6 月 30 日改正 平成 28 年 2 月 25 日改正</p>

○溶接安全管理審査実施要領（火力設備）（20120919 商局第 67 号）

改 正	現 行
<p>目次 <u>様式 5 審査引継ぎ書記載様式</u> <u>添付資料 5 経過措置</u></p>	<p>目次 （新設） <u>添付資料 5 運用改善移行に係る経過措置について</u></p>
<p>6. 溶接安全管理審査業務のプロセス 6.6.1 施行規則第 83 条の 2 第 3 号に規定する組織 施行規則第 83 条の 2 第 3 号に規定する組織(インセンティブを付与されていない組織)が溶接事業者検査を行う場合は、溶接事業者検査を行う前に溶接安全管理審査申請を行う必要がある。 この場合の安全管理審査は、申請後行われる「文書審査」及び溶接事業者検査の工程中及び全ての溶接事業者検査の終了時に行う「実地審査」から構成される。ただし、「添付資料 4 民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査に対する安全管理審査」に掲げる要件を満たした場合、民間製品認証制度を溶接事業者検査に活用し、実地審査のうち溶接事業者検査の工程中进行う審査（以下「工程中審査」という。）を省略することができる。 なお、同一の検査実施場所で行う溶接施工した構造物に対する溶接事業者検査を開始した日を起算日として、3 か月以降検査が継続する場合には、以降 3 か月を超えるごとに、溶接事業者検査組織が適切に維持されているかを確認するために実地審査を 1 回追加する。また、複数の場所で溶接事業者検査を実施する場合は、検査の実施場所ごとに同様の頻度で実地審査を行う。 一方、3 か月以上同一の検査実施場所で行わない場合(例：機械試験終了から耐圧試験開始まで)には、その間の実地審査は行わない。 <u>この概要を「図 43 号組織に対する溶接安全管理審査の流れ」に示す。ただし、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日より前に実施する溶接事業者検査であって、溶接安全管理審査の評定結果の通知を受けることができないものにあつては、「添付資料 5 経過措置」の規定を適用する。</u></p>	<p>6. 溶接安全管理審査業務のプロセス 6.6.1 施行規則第 83 条の 2 第 3 号に規定する組織 施行規則第 83 条の 2 第 3 号に規定する組織(インセンティブを付与されていない組織)が溶接事業者検査を行う場合は、溶接事業者検査を行う前に溶接安全管理審査申請を行う必要がある。 この場合の安全管理審査は、申請後行われる「文書審査」及び溶接事業者検査の工程中及び全ての溶接事業者検査の終了時に行う「実地審査」から構成される。ただし、「添付資料 4 民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査に対する安全管理審査」に掲げる要件を満たした場合、民間製品認証制度を溶接事業者検査に活用し、実地審査のうち溶接事業者検査の工程中进行う審査（以下「工程中審査」という。）を省略することができる。 なお、同一の検査実施場所で行う溶接施工した構造物に対する溶接事業者検査を開始した日を起算日として、3 か月以降検査が継続する場合には、以降 3 か月を超えるごとに、溶接事業者検査組織が適切に維持されているかを確認するために実地審査を 1 回追加する。また、複数の場所で溶接事業者検査を実施する場合は、検査の実施場所ごとに同様の頻度で実地審査を行う。 一方、3 か月以上同一の検査実施場所で行わない場合(例：機械試験終了から耐圧試験開始まで)には、その間の実地審査は行わない。 この概要を「図 43 号組織に対する溶接安全管理審査の流れ」に示す。</p>
<p>6.6.2 施行規則第 83 条の 2 第 1 号に規定する組織 直近の通知において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から 3 年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から 3 年を経過した日以降 3 月を超えない時期に溶接安全管理審査を受審できるよう審査機関に前もって溶接安全管理審査申請を提出する必要がある。 この組織に対する審査の内容は、直近の通知を行った日から 3 年間の溶接事業者検査実施体制及び溶接事業者検査実績に対して、文書審査 1 回、実地審査 1 回を行うものとする。 さらに、溶接事業者検査実施組織を今後も維持する場合は、溶接事業者検査実施体制が維持されていること、審査期間中に溶接事業者検査を行っている場合は、その実施状況についても審査対象とする。この概要を「図 51 号組織に対する溶接安全管理審査の流れ」に示す。ただし、<u>改正法施行日より前に実施する溶接事業者検査であつて、溶接安全管理審査の評定結果の通知を受けることができないものにあつては、「添付資料 5 経過措置」の規定を適用する。</u></p>	<p>6.6.2 施行規則第 83 条の 2 第 1 号に規定する組織 直近の通知において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から 3 年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から 3 年を経過した日以降 3 月を超えない時期に溶接安全管理審査を受審できるよう審査機関に前もって溶接安全管理審査申請を提出する必要がある。 この組織に対する審査の内容は、直近の通知を行った日から 3 年間の溶接事業者検査実施体制及び溶接事業者検査実績に対して、文書審査 1 回、実地審査 1 回を行うものとする。 さらに、溶接事業者検査実施組織を今後も維持する場合は、溶接事業者検査実施体制が維持されていること、審査期間中に溶接事業者検査を行っている場合は、その実施状況についても審査対象とする。この概要を「図 51 号組織に対する溶接安全管理審査の流れ」に示す。</p>
<p>6.6.3 施行規則第 83 条の 2 第 2 号に規定する組織 施行規則第 83 条の 2 第 2 号に規定する組織であつて、通知を受けた日から 3 年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして経済産業大臣が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期に溶接安全管理審査を受審できるよう審査機関に前もって溶接安全管理審査申請を提出する必要がある。 この組織に対する審査は、直近の通知を行った日からこれまでに実施してきた溶接事業者検査実施体制及び溶接事業者検査実績に対し、文書審査 1 回、直近の通知から当該申請日までの溶接事業者検査実施体制に対する実地審査 1 回を行うものとする。この概要を「図 62 号組織に対する溶接安全管理審査の流れ」に示す。ただし、<u>改正法施行日より前に実施する溶接事業者検査であつて、設置者が溶接安全管理審査の評定結果の通知を受けることができないものにあつては、「添付資料 5 経過措置」の規定を適用する。</u></p>	<p>6.6.3 施行規則第 83 条の 2 第 2 号に規定する組織 施行規則第 83 条の 2 第 2 号に規定する組織であつて、通知を受けた日から 3 年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして経済産業大臣が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期に溶接安全管理審査を受審できるよう審査機関に前もって溶接安全管理審査申請を提出する必要がある。 この組織に対する審査は、直近の通知を行った日からこれまでに実施してきた溶接事業者検査実施体制及び溶接事業者検査実績に対し、文書審査 1 回、直近の通知から当該申請日までの溶接事業者検査実施体制に対する実地審査 1 回を行うものとする。この概要を「図 62 号組織に対する溶接安全管理審査の流れ」に示す。</p>
<p>7.5.3 審査基準に適合しない場合の対応 審査基準に適合しないことが確認された場合は、「添付資料 3 審査基準に適合しない場合の取扱い」に従って適切に対応するものとする。<u>この場合において、使用前自主検査及び定期事業者検査の対象となる電気工作物が存在しないことなどにより、当面の間新たに使用前自主検査又は定期事業者検査を実施する見込みがないものであつて、改正</u></p>	<p>7.5.3 審査基準に適合しない場合の対応 審査基準に適合しないことが確認された場合は、「添付資料 3 審査基準に適合しない場合の取扱い」に従って適切に対応するものとする。</p>

改 正	現 行
<p><u>法施行日より前に是正することが難しい事項については、審査指摘事項のフォローアップの確認を受けるべく、審査引継ぎ書に記載するとともに必要に応じて溶接事業者検査を行った電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長にその旨を連絡すること。</u></p>	
<p>7.6.1 設置者とのコミュニケーション</p> <p>審査チームメンバーは、溶接事業者検査スケジュール、ホールドポイント、作業日報など溶接安全管理審査を行うために必要な事項や審査に対する疑義などについて、あらかじめ指名された設置者担当者とお互いに連絡するものとする。<u>なお、改正法施行日より前に実施する溶接安全管理審査については、設置者による検査工程の見直しなどによって審査計画を変更することが予想されることから、今後の対応について密に連絡を取ること。</u></p> <p>また、実地審査を行う前に、以下の事項について、設置者に予告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の実施内容 ・溶接安全管理審査員氏名（見習審査員・オブザーバーを含む。） ・審査場所（会議室等）の確保の依頼 	<p>7.6.1 設置者とのコミュニケーション</p> <p>審査チームメンバーは、溶接事業者検査スケジュール、ホールドポイント、作業日報など溶接安全管理審査を行うために必要な事項や審査に対する疑義などについて、あらかじめ指名された設置者担当者とお互いに連絡するものとする。</p> <p>また、実地審査を行う前に、以下の事項について、設置者に予告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の実施内容 ・溶接安全管理審査員氏名（見習審査員・オブザーバーを含む。） ・審査場所（会議室等）の確保の依頼
<p>7.6.3 規制当局とのコミュニケーション</p> <p>審査において、技術基準に適合しないなど保安上重要な案件を検出した場合や、審査において疑義が発生し、それが解決しない場合は、速やかに商務流通保安グループ又は産業保安監督部にその旨を連絡するものとする。<u>なお、改正法施行日より前に、これらの場合について、溶接事業者検査を行った電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が引き継ぐ場合において、審査引継ぎ書の写しその他必要な書類等のうち経済産業大臣に報告したものを除いて、7.5.3の規定で連絡した産業保安監督部長に引き継ぐ書類等があった場合には、速やかに産業保安監督部長に引き渡すこと。</u></p>	<p>7.6.3 規制当局とのコミュニケーション</p> <p>審査において、技術基準に適合しないなど保安上重要な案件を検出した場合や、審査において疑義が発生し、それが解決しない場合は、速やかに商務流通保安グループ又は産業保安監督部にその旨を連絡するものとする。</p>
<p>8.5. 検出事項発見時の対応</p> <p>審査によって審査基準に適合しない事案又は技術基準に適合しない保安上重要な問題を検出した場合は、その内容を記載し、設置者からの同意した旨のサインを受領し、その写しを設置者に渡す。設置者から同意が得られなかった場合は、サインなしで設置者に渡す。</p> <p>検出事項のうち、「添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い」に規定する「重大な不適合」が検出された場合は、速やかに「様式2 検出事項報告様式」に従い、商務流通保安グループ又は産業保安監督部にその旨を報告する。</p> <p>また、設置者が民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査体制を構築している場合に、認証を得た製品について技術基準に適合しない保安上重要な問題を検出したときは、上記の対応に加えて、当該認証を行った製品認証機関に対して認定を与えた認定機関にも報告を行う。また、製品認証機関の行った認証に疑義が生じた場合は、当該製品認証機関に対して認定を与えた認定機関及び商務流通保安グループ又は産業保安監督部に報告する。<u>なお、改正法施行日より前に是正することが難しい事項については、改正法施行日以後に実施する使用前（定期）安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況を審査する際に確認するため、「様式5 審査引継ぎ書記載様式」に従って引き継ぐべき内容を記載し、設置者に渡す。</u></p>	<p>8.5. 検出事項発見時の対応</p> <p>審査によって審査基準に適合しない事案又は技術基準に適合しない保安上重要な問題を検出した場合は、その内容を記載し、設置者からの同意した旨のサインを受領し、その写しを設置者に渡す。設置者から同意が得られなかった場合は、サインなしで設置者に渡す。</p> <p>検出事項のうち、「添付資料3 審査基準に適合しない場合の取扱い」に規定する「重大な不適合」が検出された場合は、速やかに「様式2 検出事項報告様式」に従い、商務流通保安グループ又は産業保安監督部にその旨を報告する。</p> <p>また、設置者が民間製品認証制度を活用した溶接事業者検査体制を構築している場合に、認証を得た製品について技術基準に適合しない保安上重要な問題を検出したときは、上記の対応に加えて、当該認証を行った製品認証機関に対して認定を与えた認定機関にも報告を行う。また、製品認証機関の行った認証に疑義が生じた場合は、当該製品認証機関に対して認定を与えた認定機関及び商務流通保安グループ又は産業保安監督部に報告する。</p>
<p>様式5 審査引継ぎ書記載様式</p> <p style="text-align: center;"><u>溶接安全管理審査引継ぎ書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇株式会社 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">住所： 氏名：(審査機関名称及び代表者の氏名) 印</p> <p><u>電気事業法第52条第3項の規定に基づき溶接安全管理審査（以下、「審査」という。）を実施していましたが、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）の施行時に審査が完了しないので、改正法施行後に実施する使用前（定期）安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況を審査するにあたり、引き継ぐべき審査の確認状況を次のとおり通知します。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正

現行

1. 審査を受けた組織

申請年月日及び申請番号：

設置者名（審査を受けた組織の名称及び所在地）：

協力事業者（名称及び所在地）：

溶接事業者検査実施場所（溶接施工工場名及び発電所名等並びに所在地）：

2. 審査年月日及び実施場所

3. 溶接事業者検査の責任者氏名

所属・役職・氏名

4. 溶接事業者検査の内容

5. 審査に適用した基準

6. 審査の確認状況

審査項目種別	審査項目	確認状況※
基本審査項目	溶接事業者検査の実施に係る組織	
	検査の方法	
	工程管理	
	検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	
	検査記録の管理に関する事項	
インセンティブ関連審査項目	継続的な検査実施体制	
	設置者主体による自律的な委託先管理	

※確認状況欄にはそれぞれの審査項目に対する検出事項等を発見した場合は「引継ぎ事項有」、発見しなかった場合は「引継ぎ事項無」を記載し、所見で詳細を説明。インセンティブ関連審査項目については、審査を行わなかった場合には「－」を記載。

7. 所見

7.1. 総合所見

7.2. 溶接事業者検査の実施に係る組織の適切性

所見及び関連文書名

7.3. 検査の方法の適切性

所見及び関連文書名

7.4. 工程管理の適切性

所見及び関連文書名

7.5. 検査において協力した事業者がある場合には当該事業者の管理の適切性

所見及び関連文書名

7.6. 検査記録の管理の適切性

所見及び関連文書名

7.7. 検査に係る教育訓練の適切性

所見及び関連文書名

7.8. インセンティブ関連審査項目の適切性

所見及び関連文書

8. 溶接安全管理審査において参照した資料名

9. その他

使用前(定期)安全管理審査対象設備の有無等

添付資料 3 審査基準に適合しない場合の取扱い

3.4. 前回の審査指摘事項のフォローアップ

前回の審査にて指摘された事項であって、直近の評定通知によって通知されたものについては、次回の溶接安全管理審査時に是正又は改善されているかどうかを確認し、様式1に基づく審査結果の通知の所見にこの旨を記載する。なお、改正法施行日以後においては、使用前（定期）安全管理審査で溶接事業者検査の実施状況を審査する際に、当該事

添付資料 3 審査基準に適合しない場合の取扱い

3.4. 前回の審査指摘事項のフォローアップ

前回の審査にて指摘された事項であって、直近の評定通知によって通知されたものについては、次回の溶接安全管理審査時に是正又は改善されているかどうかを確認し、様式1に基づく審査結果の通知の所見にこの旨を記載する。

改 正	現 行
<p>項を確認する。</p>	
<p>添付資料 5 <u>経過措置</u></p> <p>設置者においては、<u>溶接安全管理検査制度の見直し</u>に伴い、溶接事業者検査実施組織の体制整備、マニュアル、要領書の改正などに相当程度の時間を要することを踏まえ、次に示す経過措置を設ける。</p> <p>1. <u>運用改善移行に係る経過措置について</u>（平成 20 年 6 月 12 日制定）</p> <p>1.1. <u>従前の評定通知を受けた組織を維持する場合</u></p> <p>1.1.1. (略)</p> <p>1.1.2. (略)</p> <p>1.1.3. (略)</p> <p>2. <u>法第 52 条に基づく溶接安全管理審査の廃止に伴う移行措置について</u>（平成 28 年 12 月 26 日改正）</p> <p><u>この項の規定の施行の日（以下「移行措置施行日」という。）までに設置者から溶接安全管理審査の申請があった場合、やむを得ない理由がない限りは移行措置施行日において効力を有する（以下「現行」という。）の溶接安全管理審査を実施する必要がある。また、移行措置施行日から改正法施行日までの間に審査を完了できない場合には、審査機関は、現行の溶接安全管理審査を実施せず、改正法施行日以後に実施する使用前（定期）安全管理審査での受審又はその他の審査機関に申請するよう促すことができる。</u></p> <p><u>現行の溶接安全管理審査の廃止に向けて、改正法施行日より前に実施した溶接安全管理審査が、改正法施行日より前に溶接安全管理審査の評定通知を受けられなかった場合、審査機関は、改正法施行日より前に確認した内容を記した審査引継ぎ書を設置者に対し発行する。</u></p> <p><u>改正法施行日以後に実施する使用前（定期）安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況に係る審査を受審する際に、設置者が、検査記録の一部として保存した審査引継ぎ書を審査機関に提示することで、審査機関が抽出して確認する検査記録のうち、当該審査引継ぎ書に記載されているものを控除するなどの合理化をすることができる。ただし、審査機関が溶接事業者検査の実施状況を審査する中で、技術基準適合性に関して疑義が生じた場合は、これらのサンプリングを妨げるものではない。また、審査にあたっては、現行の審査基準は改正法施行をもって廃止となるため、改正法施行日以後に制定された使用前（定期）安全管理審査に係る審査基準を適用する。</u></p> <p><u>審査機関から国に審査結果を通知した後、評定結果の通知までに時間を要することから、審査機関は、改正法施行日より前に実施した溶接安全管理審査について、全て改正法施行日より前に国が評定結果を通知することができるよう、可能な限り早い段階で審査結果を通知するなどに努めること。</u></p> <p>2.1. <u>1号に掲げる組織の場合</u></p> <p><u>直近の評定通知で付与されたインセンティブは、改正法の施行に伴い、その効力を失う。なお、移行措置施行日より前に設置者が溶接事業者検査を実施した場合は、現行の溶接安全管理審査を実施する必要がある。また、移行措置施行日から改正法施行日までの間に設置者が溶接事業者検査を実施しない場合は、審査機関は2号に掲げる組織としての溶接安全管理審査（以下、「解消審査」という。）を実施する必要はない。</u></p> <p>2.2. <u>2号に掲げる組織の場合</u></p> <p><u>設置者から、移行措置施行日より前に解消審査の申請があった場合、従前のおり現行の溶接安全管理審査を実施する必要があるが、一方で、設置者から、移行措置施行日から改正法施行日より前に解消審査の申請があった場合、改正法施行の直前の申請に、審査機関が対応できない場合も考えられるため、審査終了から国の評定通知までに通常2～3か月程度の期間を要することに注意しながら、改正法施行日より前に国が評定通知を发出することができるよう、可能な限り早い段階で設置者に受審することを促すことが望ましい。</u></p> <p><u>設置者が、移行措置施行日から改正法施行日までの間に溶接事業者検査を実施したが解消審査は申請しない場合、改正法施行日以後に実施する使用前（定期）安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況に係る審査を実施することとする。また、解消審査の申請後に発生した溶接事業者検査についても、同様とする。ただし、1号に掲げる組織がインセンティブ期間満了をもって従前どおりの受審時期に受ける溶接安全管理審査において、改正法施行日より前に評定通知を受けることが可能である場合を除く。</u></p> <p>2.3. <u>3号に掲げる組織の場合</u></p> <p><u>移行措置施行日から改正法施行日までの間に実施する溶接安全管理審査については、制度移行が円滑に行えるよう、実地審査のうち工程中審査を省略することとする。ただし、設置者が現行の溶接安全管理審査での受審を希望し、審査</u></p>	<p>添付資料 5 <u>運用改善移行に係る経過措置について</u></p> <p>設置者においては、<u>溶接安全管理検査の運用改善の移行</u>に伴い、溶接事業者検査実施組織の体制整備、マニュアル、要領書の改正などに相当程度の時間を要することを踏まえ、次に示す経過措置を設ける。</p> <p>1. <u>従前の評定通知を受けた組織を維持する場合</u></p> <p>1.1. (略)</p> <p>1.2. (略)</p> <p>1.3. (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p><u>機関の対応が可能であれば、従前どおり行うことができる。</u></p> <p>2.4. 民間製品認証を活用した場合 <u>改正法施行日以後に実施する使用前（定期）安全管理審査において溶接事業者検査の実施状況に係る審査を受ける場合であって、溶接施工工場が民間製品認証を活用した場合の溶接事業者検査を実施する際には、現行の溶接安全管理審査と改正法施行日以後の使用前（定期）安全管理審査では運用方法が異なるため、改正法施行日以後の民間製品認証を活用した溶接事業者検査に係る安全管理審査の運用方法に従うこと。</u></p> <p>2.5. その他 <u>審査機関は、審査結果等に係る帳簿は、改正法施行日までの間で国が提示する時期までに国に移管し、改正法施行日より前に溶接安全管理審査の評定通知を受けられなかった案件について、改正法施行日以後に実施する使用前（定期）安全管理審査で活用される場合に備えて、審査機関でも帳簿等の審査書類は一定期間保管することが望ましい。</u></p>	
<p>【改正履歴】 平成 25 年 7 月 8 日改正 平成 26 年 6 月 30 日改正 平成 28 年 2 月 25 日改正 <u>平成 28 年 12 月 26 日改正</u></p>	<p>【改正履歴】 平成 25 年 7 月 8 日改正 平成 26 年 6 月 30 日改正 平成 28 年 2 月 25 日改正</p>

○使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）（20120919 商局第 67 号）

改 正	現 行
<p>6.5. 安全管理審査の受審時期</p> <p>安全管理審査の受審時期は、法定事業者検査を実施する組織区分により、「表3 安全管理審査の受審時期」に示すとおりとなる。以下、各組織区分による安全管理審査の具体的な受審時期について示す。</p> <p>省令第73条の3第2号で定める工事の工程で行う使用前自主検査（以下「一部使用前自主検査」という。）の実施体制については、同条第3号の工事の工程で行う使用前自主検査において審査するものとし、一部使用前自主検査の実施体制のみを単独では審査しないものとする。</p> <p>なお、省令第73条の6第1号又は省令第94条の5第1号に規定する組織が管理する事業場において、定められた受審時期前に、法第48条第1項に基づく工事計画の届出を要する事業用電気工作物の変更の工事が行われた場合、当該変更工事によって増設された設備は既に評定された法定事業者検査実施体制に含め、次回の安全管理審査の時に合わせて受審することができる。</p> <p><u>また、火力設備について法定事業者検査実施体制を構築した組織であって、「添付資料3 経過措置」の規定の施行の日（以下「移行措置施行日」という。）から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間に定期安全管理審査の受審時期が到来した場合においては、「添付資料3 経過措置」に従って適切に対応するものとする。</u></p>	<p>6.5. 安全管理審査の受審時期</p> <p>安全管理審査の受審時期は、法定事業者検査を実施する組織区分により、「表3 安全管理審査の受審時期」に示すとおりとなる。以下、各組織区分による安全管理審査の具体的な受審時期について示す。</p> <p>省令第73条の3第2号で定める工事の工程で行う使用前自主検査（以下「一部使用前自主検査」という。）の実施体制については、同条第3号の工事の工程で行う使用前自主検査において審査するものとし、一部使用前自主検査の実施体制のみを単独では審査しないものとする。</p> <p>なお、省令第73条の6第1号又は省令第94条の5第1号に規定する組織が管理する事業場において、定められた受審時期前に、法第48条第1項に基づく工事計画の届出を要する事業用電気工作物の変更の工事が行われた場合、当該変更工事によって増設された設備は既に評定された法定事業者検査実施体制に含め、次回の安全管理審査の時に合わせて受審することができる。</p>
<p>6.6. 法定事業者検査と安全管理審査の流れ</p> <p>6.6.1 省令第73条の6第2号又は第94条の5第2号に規定する組織</p> <p>省令第73条の6第2号又は第94条の5第2号に規定する組織(インセンティブを付与されていない組織)が法定事業者検査を行う場合は、法定事業者検査を行う時期に安全管理審査申請を行う必要がある。</p> <p>この場合の安全管理審査は、当該法定事業者検査に係る法定事業者検査実施体制及び法定事業者検査実績に対して文書審査及び実地審査を行う。</p> <p>この概要を「図7 省令第73条の6第2号又は第94条の5第2号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ」に示す。</p> <p><u>なお、火力設備に係る組織であって、移行措置施行日から改正法施行日までの間に定期安全管理審査を受審する必要がある場合においては、「添付資料3 経過措置」に従って適切に対応するものとする。</u></p>	<p>6.6. 法定事業者検査と安全管理審査の流れ</p> <p>6.6.1 省令第73条の6第2号又は第94条の5第2号に規定する組織</p> <p>省令第73条の6第2号又は第94条の5第2号に規定する組織(インセンティブを付与されていない組織)が法定事業者検査を行う場合は、法定事業者検査を行う時期に安全管理審査申請を行う必要がある。</p> <p>この場合の安全管理審査は、当該法定事業者検査に係る法定事業者検査実施体制及び法定事業者検査実績に対して文書審査及び実地審査を行う。</p> <p>この概要を「図7 省令第73条の6第2号又は第94条の5第2号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ」に示す。</p>
<p>6.6.2 省令第73条の6第1号又は第94条の5第1号に規定する組織</p> <p>省令第73条の6第1号又は第94条の5第1号に規定する組織(インセンティブを付与されている組織)が法定事業者検査を行う場合は、使用前安全管理検査においては、設置者が受けた直近の法第51条第7項の通知、定期安全管理検査においては、設置者が受けた直近の法第55条第6項において準用する法第51条第7項の通知(以下「直近の通知」という。)において、法定事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、当該通知を受けた日から3年を超えない時期に法定事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から3年を経過した日以降3月を超えない時期に安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要がある。</p> <p>この組織に対する審査の内容は、直近の通知を行った日から3年間の法定事業者検査実施体制について、文書審査及び実地審査を行うものとする。</p> <p>なお、法定事業者検査実施体制につき、直近の通知において法定事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に関して、当該評定通知を受けた日から3年を経過した日以降、次の評定通知を受ける前に行った法定事業者検査実施体制については、次回の安全管理審査の対象とする。</p> <p>この概要を「図8 省令第73条の6第1号又は第94条の5第1号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ」に示す。</p> <p><u>なお、火力設備においてインセンティブを付与されている組織であって、移行措置施行日から改正法施行日までの間に定期安全管理審査の受審時期が到来した場合においては、「添付資料3 経過措置」に従って適切に対応するものとする。</u></p>	<p>6.6.2 省令第73条の6第1号又は第94条の5第1号に規定する組織</p> <p>省令第73条の6第1号又は第94条の5第1号に規定する組織(インセンティブを付与されている組織)が法定事業者検査を行う場合は、使用前安全管理検査においては、設置者が受けた直近の法第51条第7項の通知、定期安全管理検査においては、設置者が受けた直近の法第55条第6項において準用する法第51条第7項の通知(以下「直近の通知」という。)において、法定事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、当該通知を受けた日から3年を超えない時期に法定事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から3年を経過した日以降3月を超えない時期に安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要がある。</p> <p>この組織に対する審査の内容は、直近の通知を行った日から3年間の法定事業者検査実施体制について、文書審査及び実地審査を行うものとする。</p> <p>なお、法定事業者検査実施体制につき、直近の通知において法定事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に関して、当該評定通知を受けた日から3年を経過した日以降、次の評定通知を受ける前に行った法定事業者検査実施体制については、次回の安全管理審査の対象とする。</p> <p>この概要を「図8 省令第73条の6第1号又は第94条の5第1号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ」に示す。</p>

添付資料3

(新設)

経過措置

電気事業法(昭和39年法律第170号)第52条第3項の規定に基づく溶接安全管理審査は、改正法施行日をもって廃止となり、改正法施行日以後は使用前(定期)安全管理審査で溶接事業者検査の実施状況を審査することになる。

一方で、改正法に経過措置は設けられていないため、新制度への円滑な移行のためには、火力設備に係る安全管理検査制度の見直しに伴う仕掛かり中の定期事業者検査に係る安全管理審査の取扱いについては、あらかじめ明確化することが必要であることを踏まえ、次に示す経過措置を設ける。

1. 省令第94条の5各号に規定する組織全般

設置者が、審査機関に対して改正法施行日より前に定期安全管理審査を申請したが、改正法施行日より前に審査が完了しなかった場合又は定期安全管理審査の申請の際に改正法施行日より前に審査が完了する見込みがないことが明らかな場合、改正法施行日より前に実施した定期事業者検査については改正法施行日以後も移行措置施行日において効力を有する(以下「現行」という。)の審査基準に基づいて審査を実施する。

また、改正法施行日より前に国が評定結果を通知できなかった場合、国が設置者に対して通知する様式は、現行の使用前・定期安全管理審査実施要領の「様式3 設置者に対する審査及び評定結果の通知様式」を用いる。

2. 省令第94条の5第1号に規定する組織の場合

移行措置施行日から改正法施行日までの間に定期安全管理審査の受審時期が到来したが、改正法施行日以後も定期事業者検査の実施体制に変更がない場合、省令第94条の5第1号の2に規定する組織(具体的には、発電所の廃止や長期の運転停止等やむを得ない事由の発生により、省令第94条の5第1号に規定する組織が維持できなくなる場合又はインセンティブ期間満了に伴う受審時期までの間に改正法が施行されて現行の定期安全管理審査を受審することができない場合が該当する。)とみなし、その審査は改正法施行日から3月を超えない日までの間に受審することとする。また、当該組織においてインセンティブ期間満了から改正法施行日までの間に発生した定期事業者検査についても、同様の受審時期とする。ただし、設置者が改正法施行日より前に受審を希望しており、かつ、改正法施行日より前に審査機関が審査を完了することが可能である場合を除く。

なお、直近の評定通知で付与されたインセンティブは、当該通知で付与されたインセンティブ期間の満了をもって、その効力を失う。

改正法が施行された日以降3月を超えない時期に省令第94条の5第1号の2に規定する組織として現行の審査基準に基づいて定期安全管理審査を受けて、当該組織が、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられているという評定結果の通知を受けた場合においては、改正法施行に伴う省令改正による関連規定を適用することとする。

3. 省令第94条の5第2号に規定する組織の場合

移行措置施行日から改正法施行日より前に定期安全管理審査の受審時期が到来した場合にあっては、改正法施行の直前に定期安全管理審査の申請があっても、審査機関が対応できない場合も考えられるため、改正法施行日より前に審査を完了することができるよう、可能な限り早い段階で設置者に受審することを促すことが望ましい。

【改正履歴】

- 平成25年7月8日改正
- 平成28年6月17日改正
- 平成28年12月26日改正

【改正履歴】

- 平成25年7月8日改正
- 平成28年6月17日改正